

船舶事故調査報告書

平成25年5月9日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 庄 司 邦 昭
 委員 根 本 美 奈

事故種類	乗組員死亡
発生日時	平成24年9月21日 05時45分ごろ
発生場所	茨城県銚田市京知釜海岸東方沖 茨城県鹿嶋市所在の鹿島港南防波堤灯台から真方位350° 8.4海里（M）付近 （概位 北緯36° 05.7′ 東経140° 41.0′）
事故調査の経過	平成24年9月24日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者としての甲板員からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第18喜久丸、4.8トン IG3-6424（漁船登録番号）、個人所有 11.92m（Lr）×3.38m×1.08m、FRP ディーゼル機関、421kW（動力漁船登録票による）、平成7年5月21日
乗組員等に関する情報	船長 男性 50歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和56年3月19日 免許証交付日 平成23年10月27日 （平成29年5月17日まで有効） 甲板員 男性 79歳
死傷者等	死亡 1人（甲板員）
損傷	なし
事故の経過	本船は、船長及び甲板員が乗り組み、京知釜海岸東方約3.9M沖の漁場において、1そうまきのまき網漁の投網作業に従事していた。 船長は、操舵室後部に立って操舵し、船尾から投入した網と連結したブイや周囲の漁船を確認しながら約9ノットの速力で左回頭中、平成24年9月21日05時45分ごろ、振り返って船尾方を見たところ、甲板員の姿が見えず、海上から声が聞こえたため、甲板員が落水したことを知った。 船長は、直ちに機関を中立状態とし、船尾甲板上から甲板員を確認したものの、すぐに姿が見えなくなり、来援した漁船の乗組員と共に

	<p>揚網機を使用して網を引き揚げたところ、網に絡まった状態の甲板員を発見し、救助した。</p> <p>甲板員は、本船が鹿島港に帰港したのち、救急車で病院に搬送され、溺水により死亡と検案された。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 曇り、風向 北北東、風力 2、視界 良好、気温 約 22.8℃</p> <p>海象：波高 1m以下、水温 約22℃（ひたちなか市所在の茨城県水産試験場：10時）</p>
その他の事項	<p>本船は、船尾甲板上に漁網を積載し、投網時、甲板員が、左舷側からブイ及び袖網、続いて中央部から袋網、さらに、右舷側から袖網の順で投入していた。</p> <p>本船は、本事故発生当時、船尾右舷側にある舷門の扉を開けた状態であった。</p> <p>本船は、本事故発生当時、本事故発生海域で操業を行っていた数十隻の漁船の航走波により、船体の動揺があった。</p> <p>船長は、ふだん、甲板員に対し、投網後は網に触れないように伝えていた。</p> <p>甲板員は、本事故発生当時、帽子、胸当て付きの合羽、ゴム手袋及び長靴を着用していたが、救命胴衣は着用していなかった。</p> <p>甲板員は、本事故当日、体調不良を訴えてはいなかった。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>不明</p> <p>不明</p> <p>不明</p> <p>甲板員の死因は、溺水であった。</p> <p>本船は、京知釜海岸東方沖の漁場において投網作業中、甲板員が落水したが、落水に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>甲板員は、落水して溺水したものと考えられるが、溺水に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p>
原因	<p>本事故は、本船が京知釜海岸東方沖の漁場において投網作業中、甲板員が落水したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救命胴衣を適切に着用すること。 ・舷門を使用していないときは閉鎖しておくこと。